平成２２年（フ）第７２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲3316番地１
債務者　小林　和則
１　決定年月日時　平成22年４月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田晃太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第７２２号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4534番地　あさひ団地55―１―302
債務者　黒木　洋一
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　秀樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８号
宮崎市下北方町上田々948番地52
債務者　西嶋　建尚
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　秀樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６８号
静岡市葵区瀬名１丁目21番６―602号
債務者　白鳥真由美
１　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　幸典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７号
北海道帯広市西21条南４丁目16番地18
債務者　細野　博樹
１　決定年月日時　平成22年４月27日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武部　雅充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
長野県茅野市ちの563番地２　ディアスマルマG202号、前住所長野県茅野市ちの725番地１　シャルマン・アビテ201号
債務者　木戸　裕一
１　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　諏訪　雅顕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月26日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第３３６号
静岡市清水区船越東町289番地の５、前住所東京都品川区大崎３丁目４番11号　登喜和荘201
債務者　勝澤　慶輔
１　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗原　孝明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７号
北海道釧路市芦野３丁目15番11号
債務者　小野　正利
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月28日午後４時20分
５　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第７８６号
愛知県春日井市宮町２丁目３―１　長斉ハイツ101、住民票上の住所愛知県小牧市大字小牧原新田395番地３
債務者　石黒　稔規
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　可児　　晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１３号
岐阜県関市迫間台２丁目８番12号
債務者　長野　昭男
１　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　隆吉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月５日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２１４号
岐阜県関市迫間台２丁目８番12号
債務者　長野　　擁
１　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　隆吉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月５日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１２９号
長野県上田市秋和451番地１
債務者　中澤　良治
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金子　　肇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８６号
愛知県愛西市二子町小判山220番地
債務者　奥山　宏司
１　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　淳也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月26日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２２５号
堺市東区野尻町179番地１　ハイツ小山203号
債務者　吉村　清富
１　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
大阪府富田林市楠町４番１―905号
債務者　西村　光義
１　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
大阪府富田林市平町１丁目4231番地１　香川マンション105号室
債務者　本庄　厚子
１　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
大阪府富田林市平町１丁目4231番地１　香川マンション105号室
債務者　本庄　　香
１　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係